

民生文教常任委員会

1 開 議 令和4年3月2日(水) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第 1 陳情第 1号 栃木県立那須特別支援学校寄宿舎閉舎の撤回と寄宿舎存続を求める陳情書

日程第 2 陳情第 2号 日本の法令に基づき、新型コロナウイルス感染予防に関連する強要は違法行為であることを、市民及び職場、学校への周知徹底の陳情

日程第 3 陳情第 3号 新型コロナワクチンのリスクとベネフィット両方の情報開示の徹底と被害者相談窓口の設置に関する陳情

日程第 4 議案第23号 大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第24号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第25号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第26号 大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第27号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第30号 大田原市自家用有償バスの那須塩原市区内運行に関する協議について

日程第10 議案第29号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について

民生文教常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	新巻満雄	出席
委員	大塚正義	出席
	前田則隆	出席
	滝田一郎	出席
	大豆生田春美	出席
	引地達雄	出席

当局	保健福祉部長	村越雄二	出席
	子ども幸福課長	益子敦子	出席
	高齢者幸福課長	吉成均	出席
	市民生活部長	植竹剛	出席
	国保年金課長	五月女真	出席
	生活環境課長	小室雄司	出席
	教育部長	大森忠夫	出席
	教育総務課長	高野浩行	出席

事務局	長谷川淳	出席
-----	------	----

◎開 会

午前 9時59分 開会

○委員長（高瀬重嗣） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

◎陳情第1号 栃木県立那須特別支援学校寄宿舎閉舎の撤回と寄宿舎存続を求める陳情書

○委員長（高瀬重嗣） 議事に入ります。

日程第1、陳情第1号 栃木県立那須特別支援学校寄宿舎閉舎の撤回と寄宿舎存続を求める陳情書について議題といたします。

陳情第1号の説明を事務局に求めます。

事務局。

○事務局（長谷川 淳） 陳情第1号 栃木県立那須特別支援学校寄宿舎閉舎の撤回と寄宿舎存続を求める陳情書。提出者、大田原市富士見2丁目1765—1、和久千夏子氏、現在、大田原市障がい児者等保護者会会長、元那須特別支援学校PTA会長であります。

本陳情は、関係している那須塩原市議会、矢板市議会、那須町議会にも陳情の提出をしております。

それでは、陳情内容についてご説明いたします。（1）、寄宿舎閉舎の撤回と寄宿舎存続を求める。2つ目、関係者一同（在校生保護者・卒業生保護者・寄宿舎指導員）に対して、丁寧な説明と誠意ある話し合いを行うよう求めるものであります。

陳情の理由としまして、1つ目、那須特別支援学校寄宿舎の入舎希望者は、毎年定員を超える申込みがあります。那須特別支援学校の学区は県北部地域の広範囲で、学校から離れたところに住む児童生徒は、保護者の送迎やスクールバスを使っても、通学するためにはとても長い時間がかかります。重度の障害を持つ児童生徒が一人で使える公共交通機関もありません。毎日の学習時間を確保するためには寄宿舎が必要です。貧困の問題やネグレクトなど、様々な家庭、大人の事情のために入舎をして教育を受けている児童生徒の生活の場がなくなります。障害を持つ児童生徒には教育と福祉の連携、そして丁寧な療育が必要です。寄宿舎はその中核を担っています。

また、老朽化した建物について、保護者会から長年県に対して改修、改善の願いを出し続けてきました。応急の改修をしながら建物を大切に使い、県が建て替えを行ってくれるときをずっと待っていました。老朽化を理由に閉舎になることには納得できません。

よって、趣旨のとおり寄宿舎閉舎の撤回と寄宿舎存続を求めます。

2つ、今回の県や学校からの一方的で簡素な通達は、学校と保護者の間に不信感を生じさせているものです。限られた保護者に対してだけの通達で、十分な説明や質疑応答の機会はありませんでした。寄宿舎

閉舎によって多大な影響を受ける児童生徒や寄宿舎指導員に対して、誠実な対応をしていただけませんでした。そして、県の寄宿舎閉舎の決定は、在校生保護者だけでなく、卒業生とその保護者、地域で障害者を支えてくれている人々の期待を裏切る施策です。

よって、寄宿舎閉舎の決定は白紙に戻し、その上で関係した一同に対して丁寧な説明と誠意ある話し合いを行うよう求めます。

説明は以上であります。よろしくご審議お願いします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、これより陳情第1号に対する意見を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） ②の中で、限られた保護者に対してだけの通達、そして十分な説明や質疑応答の機会がなかったということが書かれています。寄宿舎に入っている児童生徒の今後を考えますと、学ぶことができなくなるわけで、関係している人への説明は大前提、そして理解を得ることが大事なことであるというふうに思います。それがなされていないということから、これは、私はあくまでも採択をし、要望を出していくべきではないかと私は思います。

○委員長（高瀬重嗣） ほかの委員の皆様はどうですか。

滝田委員。

○委員（滝田一郎） 同様に、やはり説明責任です。それがされていないという趣旨もありますので、当然採択すべきだというふうに考えます。

○委員長（高瀬重嗣） 前田委員。

○委員（前田則隆） 以前も県の障害者のそういう施設がありましたが、やはり一方的に一部の人だけで決定をしまして、売却をして、その後維持管理はなくなったのですが、それは代替の次の業者に委託できて、その後のそういう宿泊施設のところを残している関係上、やむを得なかったとは思っていますが、今回はこれからも、今日の新聞に載りましたように、そういう児童生徒が結構数が増えてくると、今多少減っていても、そういう寄宿舎を必要とする生徒のためにも、必ず何かの形で県のほうのやつを存続するか、あるいは建て直すか、あるいは何かに代替をするようなものの、そういうのを最初からしながら決定するのならないのですが、最初から打ち切りというのはちょっとやばい話だと私は思います。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに。

滝田委員。

○委員（滝田一郎） 質問というか、内容というかですね、それに関して質問をしてもよろしいですか。

○委員長（高瀬重嗣） 事務局が答えますが。

滝田委員。

○委員（滝田一郎） 寄宿舎の方とか、当然中学に行っている方いらっしゃいまして、その中で今佐久山中学校跡のところに障害者が行っているわけですけども、寄宿舎に入っている方も、一緒に行動で日中はこちらに行ったりするのでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣） 事務局。

○事務局（長谷川 淳） その内容については、ちょっと把握していないのです。申し訳ないです。

○委員長（高瀬重嗣） 今回の陳情は、寄宿舎の閉舎の撤回と存続を求めるとのことなので。

ほかの委員の皆様は。

(「なし」と言う人あり)

- 委員長(高瀬重嗣) ほかに発言がないようでありますので、陳情第1号に対する意見は終了いたします。
それでは、陳情第1号は、皆さんの意見を聞きまして採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

- 委員長(高瀬重嗣) ご異議ないものと認め、陳情第1号 栃木県立那須特別支援学校寄宿舎閉舎の撤回と寄宿舎存続を求める陳情書については、採択とすることに決しました。
暫時休憩をいたします。

午前10時07分 休憩

午前10時12分 再開

- 委員長(高瀬重嗣) 会議を再開いたします。
次に、意見書を作成いたしましたので、事務局から配付いたします。

(意見書(案)配付)

- 委員長(高瀬重嗣) 意見書(案)を事務局から朗読いたします。

(事務局朗読)

- 委員長(高瀬重嗣) それでは、ただいま作成した意見書は、私を提出者とし、委員全員を賛成者として議長に提出いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

- 委員長(高瀬重嗣) ご異議ございませんので、この意見書については、委員長を提出者とし、委員全員を賛成者として議長に提出いたします。

提出日は、定例会最終日となります。

それでは、議員案に署名をお願いいたします。

(署名)

◎陳情第2号 日本の法令に基づき、新型コロナウイルス感染予防に関連する強要は違法行為であることを、市民及び職場、学校への周知徹底の陳情

- 委員長(高瀬重嗣) 次に、日程第2、陳情第2号 日本の法令に基づき、新型コロナウイルス感染予防に関連する強要は違法行為であることを、市民及び職場、学校への周知徹底の陳情を議題といたします。
陳情第2号の説明を事務局に求めます。

- 事務局(長谷川 淳) 陳情第2号 日本の法令に基づき、新型コロナウイルス感染予防に関連する強要は違法行為であることを、市民及び職場、学校への周知徹底の陳情。提出者、栃木県佐野市新吉水町547-2、栃木命と人権を守る市民の会、代表幹事・葛西慶子氏であります。さきの定例会において、陳情第4号から陳情第6号を提出されました団体と同じでありますので、団体の説明等は省略させていただきます。
それでは、陳情内容について、ご説明いたします。

陳情の趣旨、市内の職場及び学校内において、新型コロナワクチンの接種の強要、PCR検査や抗原検査による陰性証明提出の強要、及び、マスク着用を強要するハラスメント問題、雇い止めや退職勧奨及び不当な解雇問題、差別やイジメによる人権侵害などを行わないよう、又、これらが違法行為であることの注意喚起を行政、教育委員会から、職場及び学校宛に、文章、ポスター、広報紙、ホームページ等で定期的に市民、使用者、労働者、学生へ連絡し周知徹底させることを求めます。であります。

陳情の理由、1つ、県内・市内において強要による問題が多発している。しかし、学生を含む労働者が、行政、保健所等に連絡をしても強制力がないとの理由で相談先をたらい回しにされ対応してもらえないのが現状。

2つ、パワーハラスメントは違法行為に抵触するため、最終的に弁護士に相談するように言われるが、金銭的な余裕のない人は理不尽な違法行為に対して泣き寝入りするしかないのが現状。

3つ、労働者が不当に解雇をされることは、生活の生命線を断ち切られることになり、日本国憲法第13条「個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重」の権利を剥奪されることになる。

4つ、市内においても、ワクチン警察及び、マスク警察などという間違った正義を振りかざす人がいるが、これらが違法行為であることの注意喚起を市が積極的にしなければ、イジメや差別、人権侵害、自殺者を助長させることになる。

5つ、この間違った正義によって、新型コロナワクチン接種の自由選択をも職場や学校で奪われていることになる。

6つ、PCR検査キット及び、抗原検査キットの添付文書の使用目的には「タブレット掲載してあります資料のとおりであります。次頁6行目終わりに行きますと、」などと記載があります。これはすなわち、現在行われているPCR検査及び抗原検査は、ウイルスを「検出」するだけで、あくまで「診断の補助」としての用途でしか使用できないばかりか、キットの種類によってはコロナウイルス以外の病原体を検出し陽性反応が出る可能性のある、不確定な診断方法であると言えます。

7つ、これらの検査キットの反応は、陽性イコール感染ではないのに、診断が不十分な検査キットの反応により、自宅待機などの行動の自由の制限や、不当な雇い止めによる減給、学業においても質の低下や機会損失を助長させている。

8つ、仮に診断結果が十分であったとしても、例えば、感染したら致死率の高いエイズにおいて、「成人になったらエイズ検査を行い、陰性証明書を提出しなさい」などは行われたこともなく、人権を十分に配慮され、本人の意思によって検査をされていたのが通例であり、新型コロナにおいても人権尊重は同様であると考えます。

9つ、また、マスクの着用でウイルスの感染は防げないどころか、マスク着用の息苦しさから呼吸が増え、ばい菌やウイルスが体内に入りやすくなると警鐘を鳴らす医師もいます。常時のマスク着用は口周りの筋力の低下を招き、感染症にかかりやすくなるだけでなく、誤飲・誤嚥の増加につながることも懸念されており、健康上の理由でマスクの着用ができない人は勿論のこと、マスクを着けたくない人の自由や健康を奪う着用の強要は憲法及び、刑法に抵触する行為である。

10、以上の理由により、本件「日本の法令に基づき、新型コロナウイルス感染予防に関連する強要は違法行為であることを、市民及び職場、学校への周知徹底」の陳情をお願いいたします。

説明は以上であります。陳情についてご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時32分 再開

○委員長（高瀬重嗣） 会議を再開いたします。

これより陳情第2号に対する意見を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 陳情の理由の中の1番のところを見ているのですが、そうしますと、強要による問題が多発しているというふうにあるのです。私が知る限りでは、強要はなく、問題が多発しているということもございません。多発ということであれば、既に私たちの耳に多くの苦情が入ってきてもおかしくないというふうに思うのですが、それは今のところ本市ではございません。

また、2を見ますと、弁護士に相談するよう言われるが、金銭的に厳しいということが書いてあるのですけれども、自治体とかまた広域で毎月無料法律相談なんかも設けられておりますし、さらには経済的に余裕のない方が法的トラブルに遭ったときには、弁護士、司法書士との面談のほか、電話などでも無料で法律相談を受けられる法テラスという制度もあります。泣き寝入りしなくても大丈夫なのではないかというふうに私は思うのです。

以上のようなことから、本市ではそういった内容も全く聞いていないという状況であり、私は強要ではないというふうに感じておりますので、これは必要はないのではないかとというふうに私は思います。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに発言ありませんか。

滝田委員。

○委員（滝田一郎） 総論としてなのですけれども、個々のご意見に対してではないのですけれども、トータル、前回もちょっと述べた経緯があるのですけれども、ワクチン接種した後のマスクは必要ですかといったようなことのQ&Aが、厚労省のホームページに載っていますけれども、そういったところの中を見ると、やはりマスクは必要だというふうなアンサーが載ってまして、そのアンサーというのも厚労省が委員会であったり、専門部会、そういったところで慎重に詰めてこのQ&Aの対応をしているということで、我々国民がやはり生きていく上でリスクが必ず存在するわけなのですけれども、一番そのリスクの少ないところを選ぶ、それについては、やはりどこを信用するかというのはあるのですけれども、私としては生きていく上ではやはり一番信用できる場所、厚労省、そういった専門家の多くの人が結論を出したものに従っていくことが、生きていく上で必要だというふうに考えます。

それから、もう一点、東洋経済オンラインというのがありますけれども、その中で昨年来アメリカでは、そのマスク着用を解除していくといった報道がありますが、それはやはりワクチン接種が前提であって、そういったところでのマスクの解除、それからアメリカでも州によって解除しないところもあるのですけれども、それはやはり社会全体の状況次第ということで、要するにワクチン接種が行き届いて、その安全

性が高まれば、そういう選択をする州もあるということで、そういうことを考慮して、今の我々の大田原市の状況を見れば、まだまだ不安材料はあるわけですから、引き続き私としては、この厚労省の指導に従ってワクチン接種、それからマスク着用、これは市民の皆さんがやっていくことが望ましいというふうに思います。

したがって、今回の陳情については、不採択が望ましいのではないかとこのように思います。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに意見はございませんか。

大塚委員。

○委員（大塚正義） 私も今の滝田委員と同じような意見なのですが、そもそも論なのですが、なぜこういう新型コロナというこのウイルスに、これだけ世界が大騒ぎになったかということを考えた場合に、やはり人類が初めて遭遇する、今までにかかったことのない、免疫を誰も持っていない、また致死率が非常に高かった、そういった中で、今できる、われわれが今この大田原市民の命を守るためにできること、それらを考えた場合に、やはりマスクであったりとか、ワクチンであったりとか、もし心配であれば、こちらにもありますように、PCRだったりとか、抗原検査、やはりそういったものを利用して一人でも多くの命を助ける、またそういう罹患しないように考えなければいけないというふうに私は考えます。

それらに鑑みて、これらの陳情は不採択が適当ではなかろうかというふうに私も考えます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） ほかにご意見はございませんか。

滝田委員。

○委員（滝田一郎） 加えて、毎回私も一般質問の時に最初に述べてきました。ここ2年くらい。感染症対策、それは歴史から見ると、全てそのワクチンで解決してきたんですね。ペストであったり、今は撲滅した天然痘であったり、そういったことで、人類に貢献しているのです。そういった側面もあるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに発言はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） ないようであれば、陳情第2号に対する意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

陳情第2号について、不採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） ご異議ないものと認め、陳情第2号 日本の法令に基づき、新型コロナウイルス感染予防に関連する強要は違法行為であることを、市民及び職場、学校への周知徹底の陳情については、不採択とすることに決しました。

◎陳情第3号 新型コロナワクチンのリスクとベネフィット両方の情報開示の徹底と被害者相談窓口の設置に関する陳情

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第3、陳情第3号 新型コロナワクチンのリスクとベネフィット両方の情報開示の徹底と被害者相談窓口の設置に関する陳情を議題といたします。

陳情第3号の説明を事務局に求めます。

○事務局（長谷川 淳） 陳情第3号 新型コロナワクチンのリスクとベネフィット両方の情報開示の徹底と被害者相談窓口の設置に関する陳情。提出者、栃木県佐野市新吉水町547-2、栃木命と人権を守る市民の会、代表幹事・葛西慶子氏であります。設立、会員数、活動経緯、目的等については、陳情第2号と同様となります。

それでは、陳情内容についてご説明いたします。

陳情の趣旨、新型コロナワクチン接種に関して、市民が正確な判断や選択を自由にできるよう、リスクとベネフィットの両方の情報を広報紙や接種券に開示し、インフォームド・コンセントの徹底をすること、また感染状況のみではなく、ワクチン接種後の副反応、後遺症及び死亡者の人数を県と連携し、可能な限り市民に開示し、行政による被害者相談窓口を市内に設置すること。

陳情の理由であります。1つ、医療法第1条の4第2項では、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない」、これがインフォームド・コンセントと示されている。仮に当該医療行為自体は適法で、医学的にも妥当なものであったとしても、十分なインフォームド・コンセントが達成されていなければ、違法な医療行為とみなされる。このたびの新型コロナウイルス感染症に係るファイザー及びモデルナ社製のSARS-CoV-2 mRNAワクチンは、今後中長期的に身体に及ぼす影響についてのデータが一切ないワクチンであり、死亡、重篤な後遺症を含む副反応が起きると予想されることから、その実態と実数は、本ワクチンの接種という医療行為を受けようとする者に対してのインフォームド・コンセントにおいて、核心をなす重要な情報の一つであり、それを正確に開示しないことは、医療法の点から違法である。また、コロナウイルスによる感染者数、死亡者数のみを開示し、ワクチンによる被害実態を開示しないのはバランスを欠いている。

2つ、本ワクチン接種は、5歳から性別を問わず、あらゆる層に対して行われている。費用も無料で市内の近隣の接種会場で容易に受けられる状態にある。よって、そのワクチン接種による被害が発生した場合、相談窓口へのアクセスも接種と同等以上の容易さが確保されていないと、行政の責任の点から問題がある。また、被害の相談窓口が近隣にないと、遠方まで出向くことのできない高齢者や副反応で移動できない被害者の救済をすることが困難になる。

3つ、ワクチン接種は個人の自由選択であるという反面、テレビや新聞等ではワクチンの安全性や効果のみが誇張され報道されている。現在厚生労働省のホームページには、心筋炎や心膜炎の注意書きが出ているが、アメリカのFDAやCDCが公式に発表している脳炎、髄膜炎、脳卒中、アナフィラキシー、急性心筋梗塞、心筋炎、心膜炎、自己免疫疾患、関節炎、関節痛、関節がん、川崎病、ギランバレー症候群、奇形児出産、死産、不妊、がん、抗体依存性感染増強、その他のリスクに関する情報は検索しがたい状態なので、子供や高齢者など、ネットを使えない人には閲覧ができない。それでは個人の自由選択は不可能。誰でも閲覧ができるワクチン接種券及び広報紙に明記されてこそ周知である。

4つ、以上の理由により、本件、新型コロナワクチンのリスクとベネフィット両方の情報開示の徹底と

被害者相談窓口の設置の陳情をお願いいたします。

説明は以上であります。よろしく申し上げます。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりました。

暫時休憩をいたします。

午前10時42分 休憩

午前10時47分 再開

○委員長（高瀬重嗣） 会議を再開いたします。

これより陳情第3号に対する意見を行います。

大塚委員。

○委員（大塚正義） まず、本件のリスクの説明ということのお話が出ておるのですが、これらにつきましてもやはり接種券が郵送されたときに、そちらの中にこういったリスクについては事細かく書かれているかと思しますので、そちらをよく読んでいただくのが正確で間違いのないのではないかというふうな、もし市民にもうちょっと広報をしたほうが良いということであれば、それらをよく読んでいただくというようなことを行ったほうがよいのではないかというふうに思います。

また、ベネフィット、プラスの効果につきましては、テレビ等でのメディアでも、繰り返し放映になっております。NHK総合であったりとか、そういうところもよく放送になっております。また、製造メーカーの各会社別のワクチンの対比、そういったものもたくさん放映になっておりますので、そういったところからたくさん情報を得ていただいているのではないかなというふうに私は思います。

また、相談窓口につきましては、栃木県でも24時間体制で一般相談だったりとか、副反応に関する相談を受け付けておりますので、各市町において、例えば大田原は去年の令和3年3月25日から全日、休みなく朝9時から17時まで行われております。ちなみに佐野市でも、去年の3月19日からやはり同じく全日で9時半から18時30分、ちなみに電話番号も028—614—7209、これは佐野です。大田原は0570—070—787、こういった番号も公表されており、また今申し上げた市町以外にも、県内で25市町で開設されています。

よって、本件については、これらの陳情につきましては、不採択が適当ではないかというのが私の考えであります。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに発言はございませんか。

滝田委員。

○委員（滝田一郎） 説明というか、栃木県でも新型コロナウイルスワクチンについて皆様に知ってほしいことということで、副反応ですとか起こる可能性がありますとか、そういったことが記載してあったり、有効性についても記載されていまして、今見ていますけれども、そういったこと、それからさっきと同じように厚労省も同じようなリーフレットについても、追加、3回目接種に使用するワクチンについてのお知らせということで、その中にこういう説明がありまして、全体的にはそういうものがあって、さらに大塚委員がさっき申し上げたように、個別にもされているので、行政としてできることはかなりの部分でやっているのでないかというふうに私は見ております。

したがいまして、大変恐縮なのですが、今回の陳情については不採択でいいのではないかと、そういうふうを考えます。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに発言はございませんか。

大塚委員。

○委員（大塚正義） ちょっと追加で申し訳ないのですが、インフォームド・コンセントというような文言のものがこちらの中にも出ておりますが、医療者が適切な患者さんに説明を行い、医療行為を行う。ここに書いてあるとおり、陳情の中に書かれているとおりだとは思いますが、これらについて、そのために医療行為を行う前に問診という、そういった間に入れてあるというのが、そのときに患者さんもしくはその対象者の個々に、今現在の病状であったりとか、何かそういう具合が悪いところありますか、熱はどうですか、お薬飲んでいますかと、こういったこのワクチンはこういうような効果があって、あなたに対してはこういうようなリスクもありますが、どうしますかということで説明もされております。それらがなければやはりこのインフォームド・コンセントが行われたということが言えない、そういうことになりますので、そのために一人お一人、長い行列をつくられて、寒い中並ばれていても、その問診という手間を加えているというのは、そういうことだというふうに私は理解しておりますので、つけ加えさせていただきます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに発言はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） ないようですので、陳情第3号に対する意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

陳情第3号については、不採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） ご異議ないものと認め、陳情第3号 新型コロナワクチンのリスクとベネフィット両方の情報開示の徹底と被害者相談窓口の設置に関する陳情については、不採択とすることに決しました。暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時58分 再開

○委員長（高瀬重嗣） では、会議を再開いたします。

◎議案第23号 大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第4、議案第23号 大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を

求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二） 議案第23号につきましては、所管でございます益子子ども幸福課長が同席しておりますので、課長のほうから説明をさせていただきます。

○委員長（高瀬重嗣） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（益子敦子） 議案第23号 大田原市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。205ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、こども医療費助成の現物給付の対象年齢を、これまでの未就学児から中学3年生まで引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

206ページ、207ページの新旧対照表にてご説明をさせていただきます。まず、第3条ですが、本則の「大田原市」という記載を、一般的な条例表記である「本市」に改めます。

次に、第4条において、「6歳」を「15歳」に改め、現在未就学児までが県内の医療機関で現物給付となっているものを、中学3年生までとし、中学校終了後から18歳までは、従来どおりの償還払いとなるように改正いたします。償還払いの500円の自己負担につきましては、改正前と変更はございません。

204ページにお戻りいただき、附則として、令和4年4月1日から施行するといたします。

以上で、議案第23号についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 中学校3年生まで引き上げていただいたこと、大変にうれしく思います。ただやはり心配なのはコンビニ化だと思うのです。コンビニ化しないために、大田原市としては今後何か方法を考えているのでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（益子敦子） これから十分に、そういったことがないように、どんな対策が取れるか考えてまいりたいと思っております。

○委員長（高瀬重嗣） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二） コンビニ化を防ぐためには、現物給付になるものにつきましても、そのなるときの説明書の中に、あくまでも医療費というのは公平、公正を旨にしているということを周知して、受診していただく方について、しっかり、医療費はただではないのだということが分かるような形で広報していきたいというふうに考えております。

○委員長（高瀬重嗣） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） やはり、言葉はよろしくないのですけれども、要するに、そういうことになると、何でもちょっとけがをすると、すぐ病院に行ってしまうとか、ちょっと痛いという行ってしまうとかと、そういう感覚になりかねないということが一番心配だと思っています。そういったところをやはりきちんと、今部長言われたように、何か書面できちんと分かるように、説明を事あるごとにしていくべきではないのかなと。1回出したからそれでいいわではなくて、そんなふうにも思っているのですけれども、何か例えば健診とか、そういった定期的にあると思うのですが、そういったときにそういうお話をしていくと

か、学校の校医さんを通してやってもらうとか、そういったいろいろな方法があると思うのですが、そういったのはどうでしょう。

○委員長（高瀬重嗣） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（益子敦子） 部長からのお話にもございましたけれども、まずこれから医療機関などにポスターを張るということで準備もしているのですが、その中にもそういった文言は入れておりますし、継続して、そういったことが周知されるようにやっていきたいと思っております。

○委員長（高瀬重嗣） 滝田委員。

○委員（滝田一郎） 中3までと高3に二分しています、県内の状況が。矢板市だけは、まだ相変わらず償還払いになっていますけれども。そういったことで今回大田原市が中3まで、私としては中3まででも本当ありがたいなとは思いますが、ただこの議論の中で、県内が割れているということで、どういう担当部署、あるいは上席者も含めて最終判断する過程において、どこまでという線引きに至った経緯というか、理由というか、そういったことについてお話いただければと思います。

○委員長（高瀬重嗣） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二） お答えいたします。

現物給付を検討する上で、高校生まで基本的に償還払いで給付しているというのは、それほど多くはないです。現在大田原市が今回中学生まで現物給付にしたというのは、市長会とか町村会が、県に対して現物給付の拡大をしてほしいというのをずっと要望していたわけで、県が何かそろそろやりそうだという雰囲気を得たものですから、それをやるとすれば、中学校ぐらいまではやるのかなというのを先読みいたしまして、中学校まで県に先んじて大田原もやりましょうということで、中学生までやるというふうに結論付けたという状況でございます。

○委員長（高瀬重嗣） 滝田委員。

○委員（滝田一郎） 私は事務方でもないので詳しい数字、計数的な算出根拠とか、そういうのは全く持っていないのですが、ただ総論として言えることは、中3までやると、残りの高3までやっても、その負担というのはそう変わらないのでは、3年間の高校生だけの、今度担当部署としては、償還払いの事務的な作業とかが残るとすれば、いっそのこと……

○委員長（高瀬重嗣） 滝田委員、23号に関して質疑をしているので、意見は後ほど承りますので、この議案についてのことを言ってください。高校生はこれ入っていません。中3までの現物給付に関する条例でするので、意見がある場合には意見のほうで述べてください。

○委員（滝田一郎） 質問としては、中3から高3までしてもよろしい、今委員長から言われたので、そのとおりに従いますが、質問するに当たっての最低の、私が考えている説明ということでやっている、そこを了解いただけますか。

○委員長（高瀬重嗣） よくその趣旨が分かりませんが。

○委員（滝田一郎） 高3までやっても、そんなに費用負担がないのではないかなと私考えていまして、その上で中3までにしたという理由を聞いてもいいわけですよね。

○委員長（高瀬重嗣） 高3までというのは出ていません、中3までというのは、今どうしてやったかというのは保健福祉部長さんから説明がありました。高3まで現物給付をやるということでしたら、違う機会

で述べていただきたいし、意見で述べていただきたい。

ほかに質問はございませんか。

大塚委員。

○委員（大塚正義） 1件質問させていただきます。

これらの現物給付ということで支払い、例えば病院から市役所のほうに支払い、病院側としましては、きつとレセプトとかの計算をして、支払いの2方向、保険機関であったりとか、市役所に出すだけなのですが、受けるほうとしましては、結構紙ベースで、当面紙ベースで行われるのかなというふうな予想はしておるのですが、それらのシステム化というのは何か考えていらっしゃるのですか。

○委員長（高瀬重嗣） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（益子敦子） 現在でも未就学児、小学校入る前のお子さんは現物給付をしておりますので、そちらが中学3年生まで延びるということでございますので、システム改修などにつきましては、今後、その年齢が延びるということで改修すればいいのかなというふうに思いますし、今おっしゃったような国保連と社保基金のほうにつきましては、これから詳しく説明、再度詰めていくところでございますので、対応できるかと思えます。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第23号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第24号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第5、議案第24号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二） 議案第24号につきましても、所管でございます高齢者幸福課長が同席しておりますので、課長のほうから説明のほうをさせていただきます。

○委員長（高瀬重嗣） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均） 高齢者幸福課です。よろしくお願ひいたします。

208ページを御覧ください。議案第24号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

大田原市附属機関設置条例に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定された自立支援医療の支給認定を審査するための「大田原市育成医療支給認定審査会」を、また成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定された基本計画策定のための「大田原市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会」を追加いたします。併せて、大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に、審査会の名称変更及び策定委員会委員の報酬を規定するため、条例規定の一部を改正するものであります。

211ページの新旧対照表を御覧ください。別表、市長の部、大田原市予防接種健康被害調査委員会の項の次に、「大田原市育成医療支給認定委員会」と「大田原市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会」を加えます。

212ページを御覧ください。別表、育成医療審査会委員の項中、「育成医療審査会」を「育成医療支給認定審査会」に改めまして、別表、認知症地域支援・ケア向上事業嘱託医の項の次に、「成年後見制度利用促進基本計画策定委員会委員、日額6,400円」を加えます。

209ページに戻りまして、附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものといたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見はないようですので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第24号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第25号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第6、議案第25号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（植竹 剛） 議案第25号につきましては、議案上程の際、概略を私のほうから説明させていただいておりますが、本日担当の五月女国保年金課長から改めてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 国保年金課長。

○国保年金課長（五月女 真） 国保年金課長の五月女です。よろしくお願いいたします。

私からは、議案第25号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。213ページを御覧ください。議案補助資料は216ページを御覧ください。

改正の趣旨でございますが、令和3年6月に成立した全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年度分の国民健康保険税から未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置が導入されることとなったため、関係部分のほか所要の改正を行うものでございます。

今回の改正は、少子化対策として、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から行われるものでございますが、未就学児が該当する基礎課税額の均等割額1人3万2,000円と、後期高齢者支援金等課税額の均等割額1人1万2,000円を5割軽減すると定めたもので、軽減額は公費で支援されることになっております。

詳細につきましては、新旧対照表及び改正の概要によりご説明いたします。217ページを御覧ください。初めに、新旧対照表ですが、第3条及び第4条は、見出し中に「基礎課税額」を加え、規定を明確化しております。

次に、第5条及び第7条は、不要な規定を削除しております。

続いて、第12条及び218ページの第20条は、法律及び政令改正に伴う改正と規定を明確化しております。

また、第20条以降に、「法第703条の5」とありますのは、第2項として、未就学児の均等割額減額規定が新設されたため、「法第703条の5第1項」に改めるものです。

220ページを御覧ください。第20条第2項を新設して、未就学児の軽減後の均等割額について規定しておりますが、第1号は基礎課税額の均等割額を、第2号では後期高齢者支援金等課税額の均等割額を規定しております。これにつきましては、低所得者の軽減が適用されている場合、軽減後の均等割額が5割軽減となりますが、7割軽減に該当している場合は、残りの3割の半分を減額するため、合計して8.5割軽減となります。同様に低所得者の5割軽減該当では7.5割軽減、2割軽減該当では6割軽減となります。

228ページの改正概要を御覧ください。このページの下段にある表は、第21条第2項を一覧にしたもので、大田原市の未就学児1人当たりの均等割額を示しております。改正前の均等割額は基礎分が3万2,000円、後期分が1万2,000円でありましたが、上から7割軽減、5割軽減、2割軽減、軽減なしの欄で、一番右側の欄が軽減後の均等割額が実際に納付すべき額となります。

221ページにお戻りください。第20条の2及び附則第3項から附則第5項、附則第7項から附則第14項に

つきましても、今回の法律改正に合わせて改正するものです。

215ページの改正文にお戻りください。附則の第1項は、施行期日を規定するもので、この条例は、公布の日から施行いたします。

ただし、第12条第1項、第20条及び第20条の2の改正規定の一部並びに附則第3項から第5項まで及び第7項から第14項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行するといたします。

第2項は、適用区分として、前項ただし書きに規定する改正規定に限り、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。

以上で議案第25号の説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 228ページ、第20条のところで、未就学児1人に係る均等割額とそれぞれ書いてあるのですけれども、対象者というのはどれぐらいなのか、これ。7割がどれぐらいとか、そういうのわかりますか。

○委員長（高瀬重嗣） 国保年金課長。

○国保年金課長（五月女 真） 先ほどのご質問なのですけれども、未就学児につきましては、約300名いらっしゃるのですけれども、令和3年度分の現在までなのですけれども、上から7割軽減が約2,600世帯、5割軽減が約1,500世帯、2割軽減が約1,100世帯です。

以上になります。

（「軽減なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 国保年金課長。

○国保年金課長（五月女 真） 軽減なしでございますが、国保が全体の加入世帯が約1万世帯ということで、それを先ほどのやつを引いたところ、約4,700世帯になるかと思うのですが、約で申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見はないようですので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第25号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第26号 大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第7、議案第26号 大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（植竹 剛） 議案第26号につきましても、本日担当の小室生活環境課長が同席しておりますので、課長のほうから改めてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） 生活環境課長、小室です。よろしくお願いいたします。

私からは、議案第26号 大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。資料は231ページからになります。補助資料234ページを御覧ください。

近年県外からの土砂等の搬入が増加傾向にあり、周辺住民とのトラブルや搬入経路である市道の損壊等が多発していることから、県外からの土砂等の搬入を規制し、周辺住民への事業計画周知の義務化などについて条例の一部を改正するものです。詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、235ページを御覧ください。

まず、第2条、定義に第3号を追加し、改良土について定義しております。土砂等の又は建設汚泥にセメント、石灰等を混合し、化学的安定処理を行い、土質改良したものとしております。

次に、第7条、土砂等の安全基準に第3項を追加し、安全基準の項目に水素イオン濃度指数を追加しており、基準については規則で定めるとしております。

236ページを御覧ください。次に、第12条、周辺住民等への周知を新設しております。現在条例では、第20条において、許可を受けた事業者は周辺住民に対して周知するよう努めなければならないと、許可後の努力義務となっていたことから、許可申請前に周辺住民等へ周知を義務化し、周知方法につきましても規則を改正し、定めるものとしております。なお、第12条を新設したことに伴い、前項の第20条は削除となります。

237ページを御覧ください。第13条、許可申請手続について、第1項第12号を追加し、周辺住民等への周知結果を添付書類として提出させることとしております。また、搬入経路に係る道路管理者等との事前協議の義務化につきましては、本条例が改正された後、規則の改正を予定しております。申請に添付するその他の規則で定める資料として、特定事業場所の周辺地域の生活環境への補填のために必要な措置を記載した書面の中で改正を予定しております。

238ページを御覧ください。第15条、許可の基準等について、第1項8号に改良土の搬入禁止、第9号に県外土砂等の搬入禁止を追加しております。なお、改良土につきましては、産業廃棄物として処理すべき

ものを対象としており、有価物として取引されているものは搬入可能としております。

239ページを御覧ください。第20条、水質検査等についてですが、安全基準の強化として、中間検査での地質検査の実施を追加しております。前項の条例では、6か月ごとに実施する中間検査では、水質検査のみとなっておりますが、水質検査が行えないときは地質検査に変えることができるとしておりますが、完了検査と同じように、中間検査においても水質検査と地質検査の両方を実施するよう改正するものです。

240ページを御覧ください。第28条、許可の取消等についてですが、第1項第5号を新設し、改良土、県外土砂等を搬入した場合に、許可の取消等ができるように改正しております。

233ページの改正文にお戻りいただきまして、附則第1項として、この条例は、公布の日から施行するとし、第2項、適用区分として、この条例の施行前に改正前の規定に基づく許可を受けた特定事業については、なお従前の例によるとしております。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎） 処分するに当たって、有価物かどうかというのが、全ての面で何かすごく大きく影響するかと思うのです。その説明の中に有価物は可という話をされたのですが、ちょっと資料でそれがどこのところだったのか、ちょっと聞き漏らしてしまったものですから、それがどういうふうに明記されているのかということ。

それと、有価物のその判断、どういうふうに判断していくのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） お答えします。

有価物は、基本的には聞き取りでしかないです。その中でこんな形で売っていますというので、計量証明というのですか、証明書も添付してもらおう形になります。ちなみに、大田原市内では栃木アンカーというところが有価物でユニ・ソイルというものを出してしまっていて、こういう形でホームページ等にも出ていますので、こういった形で情報収集をして判断していきたいと思っております。

○委員長（高瀬重嗣） 前田委員。

○委員（前田則隆） ちょっと聞きたいのですが、搬入時間とか搬入経路、そういうものの事前打合せで、その監督は誰がするのでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） それにつきましては、担当部署である私どものほうの所管になると思います。事前協議の中で関係する担当のほうと協議した結果を基にしまして、調整をしていきたいと考えております。

○委員長（高瀬重嗣） 前田委員。

○委員（前田則隆） 怪しい業者の場合、夜埋めてしまって分からなかったり、深夜で監督できない場合に、埋めてしまえば分かりませんので、その辺の、監視カメラではないけれども、そこまで信用しない場合も、だから担保で、その業者が後でいなくなってしまうのではなく、ちゃんと優良な企業なら、それは悪さしないと思うのですが、その辺……

○委員長（高瀬重嗣） 不法業者に対する対策というような感じですか。

生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） 許可を受けた業者がそういった違法な行動を取ったという場合であれば、許可の取消しというのが条項にありますので、許可を取り消して全部撤去とかという指示はできると思います。あとは、許可を取らないでやられてしまった場合については、事後で今もやっていますが、最終的には撤去命令という形で処分するという形になると思うのですが、あくまでもこの条例の中での申請になった中の業者であれば、最終的には許可取消という形になると思います。

○委員長（高瀬重嗣） 市民生活部長。

○市民生活部長（植竹 剛） 補足したいと思うのですが、中間検査というのもございまして、もしか埋めてしまっただけで分らなくなってしまうだろうということではありますが、中間検査の際に水質検査、あと地質検査も追加いたしましたので、そこで例えば、掘ったような状況がもしか見られるというのであれば、そこをポイントでここを掘れと、ここを検査するということも可能ですし、またあと、夜動いている場合分からないだろうということもありますが、そういった際には、例えば警察も協力態勢を取りますので、警察は夜パトロール等もしていると思いますので、そういったときに、もしか情報等役所のほうに入ることもあろうかと思えます。

また、よくあるのは、地元住民の方というのは近くに住んでいますので、やはり目を光らせていることが多いです。そうすると、昨日夜やっていたというような情報も入ってくる状況でございますので、そういった形で対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

大塚委員。

○委員（大塚正義） 水質検査についてお伺いさせていただきたいと思えます。埋立て、もしくは土盛り等で水質検査を行う場合に、それらの試験井戸を掘らせて行うのでしょうか。また、その深さ、地形によっては表層だったりとか、深い井戸だったりとか、いろいろあるかと思うので、その辺のところをちょっと教えていただければと思えます。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） 水質検査につきましては、排水池のほうへ水質検査になると思えます。土壌検査につきましては、やはり掘って、その土を検査する形になると思えます。排水路がない場合には、やはり言われるとおり、適当なところを掘って検査すると思えますが、深さにつきましては、すみません、水が出るまでというところなので、もしかすると湧水期では水が出ない場合がありますので、その場合には今までは地質検査に変えるという形をとっていたのですが、今度の検査では一応水質検査と地質検査両方やると、必ずやるということになっていきますので、その辺で強化という形になったということです。

○委員長（高瀬重嗣） 大塚委員。

○委員（大塚正義） そうしますと、地下水の検査は行わないということではよろしかったのですか。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） 地下水につきましては、検査は行いません。あくまでもその現状においての

調査になります。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見はないようですので、意見を終わります。

それでは、採決をいたします。

議案第26号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号 大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第27号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第8、議案第27号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（植竹 剛） 議案第27号につきまして、本日担当の小室課長より改めてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） それでは、私から議案第27号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。資料は244ページからになります。補助資料246ページを御覧ください。

大田原市営バスの利便性の向上を目的に、金田方面循環線を那須塩原市内にあります那須脳神経外科病院へ延伸し、黒羽刑務所が閉所となるため、金田方面循環線、雲巖寺線について路線の一部を変更いたします。まちなか循環線は結節点の経路を増やすため、那須赤十字病院から折り返して運行することにいたしました。これに合わせ路線名を「まちなか循環線」から「まちなか線」に変更いたします。

247ページ、新旧対照表を御覧ください。路線番号1、金田方面循環線の黒羽刑務所の経路を廃止し、新たに那須脳神経外科病院を経由するため、主たる経路地の「寒井」を「野間」に変更いたします。

路線番号11、「まちなか循環線」の路線名を「まちなか線」に変更いたします。

245ページの改正文にお戻りいただきまして、附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行する

といたします。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見はないようですので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第27号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第30号 大田原市自家用有償バスの那須塩原市区域内運行に関する協議について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第9、議案第30号 大田原市自家用有償バスの那須塩原市区域内運行に関する協議についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（植竹 剛） 議案第30号につきましても、本日担当の小室課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） それでは、議案第30号 大田原市自家用有償バスの那須塩原市区域内運行に関する協議についてご説明いたします。資料は272ページからになります。補助資料275ページを御覧ください。

金田方面循環線について、利便性向上を目的として、那須塩原市の既存のゆーバス乗降所、那須脳神経外科病院を市営バスの乗降所として使用すること、運行経路の一部が那須塩原市の区域内を通ることから、地方自治法第244条の3第1項の規定により、那須塩原市と協議を行うため、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

273ページ、274ページが議案書となります。第1条では、運行路線及び乗降所の設置等を記載し、第4条では、運行に係る経費は本市が負担する旨を記載しております。第6条では、運行後の廃止や変更があ

る場合には、那須塩原市の意見を聴取する旨を記載しております。第7条では、疑義が発生した場合について記載しております。

なお、運行経路及び乗降所につきましては、補助資料として276ページに路線図（案）を添付させていただきましたので、御覧ください。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明は終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

意見はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見はないようですので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第30号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号 大田原市自家用有償バス的那須塩原市区域内運行に関する協議については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第29号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 日程第10、議案第29号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（大森忠夫） 議案第29号につきましては、本会議におきまして私から説明をさせていただきましたが、本日は教育総務課長から改正に関する説明をさせますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 教育総務課長。

○教育総務課長（高野浩行） 議案第29号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。議案書268ページからになりますが、新旧対照表を用いて説明させていただきますので、271ページを御覧ください。

支給金額を「月額1万円」から「月額5,000円」に変更いたします。議案書269ページにお戻りいただきまして、改正条例の附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行することといたします。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 1万円から5,000円と半額になっているのですが、減らした理由は何ですか。

○委員長（高瀬重嗣） 教育総務課長。

○教育総務課長（高野浩行） この事業の見直しにつきましては、令和2年のときの市の健全財政に向けての、聖域なき改革ということでの見直しの一つとして行ったものであります。実施時期が令和3年度からではなくて、令和4年度からになりましたのは、市内大学との協議の中でこのような形になりました。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） そうすると、外国人留学生の人数の推移というのは分かりますか。

○委員長（高瀬重嗣） 教育総務課長。

○教育総務課長（高野浩行） 全部ではないのですが、この事業が始まりましてから、また、途中と最近ということで答えさせていただきます。

平成7年からの事業なので、7年は4人です。8年は6人です。9年は4人です。10年は6人です。中間に参ります。平成15年は13人です。平成16年は14人です。平成17年は18人です。最近に参ります。平成30年は28人です。令和元年は24人です。令和2年は23人です。今年度は22人の支給を決定しております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） そうすると、人数はかなり増えてきていると思うのですが、そういう関係で減らしたということも考えられますね。

○委員長（高瀬重嗣） 教育総務課長。

○教育総務課長（高野浩行） 人数が増えたからということではなく、先ほども申しあげましたように、事業見直しの一環としてこのような形を取らせていただきました。

○委員長（高瀬重嗣） 教育部長。

○教育部長（大森忠夫） 追加で申し上げますと、当初この制度が始まった頃は、1、2年生を1万円、その途中から、平成26年からは3年生から6年生までを5,000円ということで、半額の金額の支給をしていた時期がありました。その後平成29年度からは、1年生から6年生までを1万円にしたところなのですが、その途中で5,000円での支給ということがあったものですから、今回はその5,000円まで下げたということでございます。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見はないようですので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第29号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣) 異議なしと認めます。

よって、議案第29号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長(高瀬重嗣) 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午前11時38分 散会